

第7章 施設虐待

病気や障害によって日常的に介護が必要となった場合には、福祉サービスの利用や施設への入所が考えられます。人権を厳格に擁護し、命と暮らしを守り高める使命を持つべき施設において虐待はあってはならないものです。しかし、近年、本来絶対にあってはならない虐待ですが、残念ながら実際に表面化した例が、これまでいくつか報告され、社会的にも大きな問題となりました。

1 施設における虐待と身体拘束

(1) 養介護施設従事者による虐待とは

養介護施設または要介護事業に従事している者から受ける虐待のことを、養介護施設従事者等による虐待といいます。(第1章1項(2)の参照)養介護施設従事者による虐待の場合、人間関係のストレス、虐待行為に追い込まれる労働環境なども考えられています。

施設における高齢者虐待の事例については次のようなものがあげられます。

身体的虐待

- ・入所者が職員の指示に従わないとして、叩いたりつねる
- ・無理に食事を口の中につめる
- ・車椅子等への移乗の際、乱暴に扱う/等

心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・言葉遣いや名前の呼び方で、子供扱いする
- ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどで恥をかかせる
- ・排泄介助の際、「また出たの!」「臭いね!」と侮辱的なことをいう/等

性的虐待

- ・排泄の失敗に際して、懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・入浴の際、異性の裸体が見えるなど、プライバシーへの配慮をしない/等

経済的虐待

- ・利用者から預かっている預貯金を搾取する
- ・入所者の私物を勝手に搾取したり、消費する/等

介護・世話の放棄・放任

- ・適宜におむつ交換など必要なケアをしない
- ・入所者の身体や居室を不潔のまま放置する
- ・治療が必要にもかかわらず、医療機関へ受診しない
- ・栄養面に配慮された食事を提供しない/等

(2) 身体拘束

平成12年に導入された介護保険制度に伴い、介護保険施設などでは身体拘束は「当該入所者（利用者）または他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合」には認められていますが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たす場合に限られています。

緊急やむを得ない場合の例外3原則

- ・切迫性：本人や他の入所者等の生命・身体に危険がさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束が常態化することにより、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的苦痛（心理的虐待）を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など身体的な機能を奪ってしまう（身体的虐待）危険性があります。高齢者が他者からの不適切な行為により権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為と国基準で考えられます。

「緊急やむを得ない」場合の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断する必要があります。身体拘束の内容、目的、時間、期間等を高齢者本人や家族などに対して、十分に説明し理解を求めることが必要です。

身体拘束に該当する具体的な行為

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制体や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思であけることのできない居室等に隔離する

出典「身体拘束ゼロへの手引き」

（平成13年：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

2 養介護施設従事者等と施設・事業所の責務

(1) 養介護施設の設置者及び養介護事業者の責務

養介護施設・事業所において、養介護施設の設置者、及び養介護事業を行うものの責務として、高齢者虐待防止法では、次のような措置を行わなければならないことが示されています。(第20条)

養介護施設従事者等へ研修を実施すること

高齢者虐待防止等に係る施設従事者の資質向上を図ると共に、施設及び事業所内で問題となっている事項の解決を図るため、研修機関や自施設内で実施する研修に対する養介護施設従事者等の参加機会を計画的に行わなければなりません。

利用者や家族からの苦情処理体制を整備すること

利用者や家族から苦情や相談があった場合には、苦情解決の仕組みが円滑に機能し、利用者の立場に配慮した対応が行われるように、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日、障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号)」を参考にして、苦情処理体制を整え、周知・徹底する必要があります。

その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じること

虐待の予防に対しては、話し合いによる問題解決や現場の意見を吸い上げるといった環境整備、拘束を行わないケア技術や虐待に関する研修を行う等の管理職・職員の資質の向上等が考えられます。

したがって、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止・発見・対応の責任は、従事者個々人の問題だけではなく、施設・事業所そのものにあるといえます。

3 通報の義務

(1) 養介護施設従事者等における高齢者虐待の通報義務

高齢者虐待防止法では、保健・福祉医療従事者の責務として、高齢者福祉の仕事に従事する人は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見に努めることが示されています。(第5条第1項)

特に、養介護施設従事者等は自分の働いている施設などで高齢者虐待を発見した場合、生命・身体への重大な危険が生じているか否かにかかわらず、速やかに市町村に通報しなければならないとの義務が課せられています。(第21条第1項)

また、高齢者虐待はさまざまな要因が複雑に絡み合って発生することや高齢者本人の生命

や身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に第三者が介入するなどして、虐待を止めることが大切です。

このため、養介護施設従事者等以外のすべての人についても生命や身体に重大な危険が生じている高齢者虐待を発見した場合には、速やかに市町村に通報する義務があります。(第21条第2項)

また、重大な危険が生じている場合でなくても速やかに通報する努力義務があります。(第21条第3項)

(2) 守秘義務との関係

高齢者虐待防止法では、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと(第21条第6項)が示されています。したがって、高齢者虐待について通報等を行うことは、養介護施設従事者等がする場合であっても、「守秘義務違反」にはなりません。これは養護者による高齢者虐待の場合でも同じです。(第7条第3項)ただし「虚偽であるもの」(高齢者虐待の事実がないのに事実であるようにその通報等を行うこと)と「過失によるもの」(一般的に考えて虐待があったと「思った」ことに合理性がない場合に通報を行うこと)は除かれます。

(3) 不利益取り扱いの禁止

養介護施設従事者等が、自分の働いている施設等で高齢者虐待を発見した場合、発見者が直接市町村に通報を行うことは、非常に勇気がいることかもしれません。しかし、高齢者虐待防止法では、通報したことによって、解雇その他の不利益な扱いを受けることを禁じています。(第21条第7項)

(4) 市町村の事実確認

高齢者虐待と思われる相談・通報の場合、受理後の対応については、基本的に家庭内における虐待の対応と同様ですが、通報を受けた市町村は、養介護施設・養介護者及び虐待を受けたと思われる高齢者に対し、通報等内容の事実確認や高齢者の安全確認を行います。こうした事実確認等は、通報等を受けた場合に苫小牧市が当然行うべき責務として行われるものです。

苫小牧市から道への報告は、市町村が行う事実確認により養介護施設従事者等による高齢者虐待が確認された事例に限るのが基本ですが、養介護施設・養介護事業所の協力が得られない場合についても早急に道へ報告し、道と共同で事実確認を行うことも検討する必要があります。

虐待を受けたと思われる高齢者や養介護施設・養介護事業所などに対する調査を終えたときは、必ず調査報告書を作成します。

その後、個別ケア会議等を開催して虐待の事実を確認し、高齢者虐待の疑いが認められない場合は苦情処理委員会等への機関へつなぎ、高齢者虐待が疑われる場合には対応方針等を協議し、必要に応じて養介護施設等へ指導等をするとともに、道へ報告します。

(5) 市町村から道への報告

高齢者虐待防止法では、市町村は養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実を確認した場合、道へ報告することが義務づけられています。(第22条) 苫小牧市から道への報告にあたっては、様式を活用し、随時報告することになりますが、悪質なケース等で道による迅速な対応が求められる場合もありますので、常に連携をとっておくことが必要です。

苫小牧市によって高齢者虐待の事実が確認できていないときは、道職員と同行し、事実確認のための調査を実施します。

(6) 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るため、市町村または都道府県は、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが明記されています。(第24条) 高齢者虐待が認められた場合には、苫小牧市または道は、当該施設等に対し指導を行い改善が図られるようにします。

指導に従わない場合には、老人福祉法及び介護保険法等に基づく勧告・命令・指定の取り消し処分などの権限を行使することになりますが、高齢者の保護を図るためにも、権限を適切に行使することが必要です。

(7) 高齢者虐待の状況の公表

高齢者虐待防止法では、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとされています。(第25条)

また、公表される内容は、施設の種別、虐待を行った従事者の職種、虐待の状況、市町村の行った対応となっています。